

利益に対応する税額での納税も可能だ。

E子 あら、それは良いですね。

部長 その場合は、必ず申告をしないといけないから気をつけなさいと。

E子 予定納税は申告しなくても良いのですか？

部長 いいや、予定納税は申告するのが原則だが、申告しなくても納税をすれば、申告したものとみなす「みなし申告」という決まりがあるんだ。納税は事業年度開始以後6ヵ月を経過した日から2ヵ月以内だから気をつけて。

E子 はい！ あと消費税ですが…。

部長 消費税も仮決算での申告納付やみなし申告、納税期限が2ヵ月以内、というのは同じだが、予定納税の義務の判定や予定納税の回数の判定がやっかいなんだ。まずは、前期の消費税の申告書の第一表を用意してみよう。

E子 これでですね。

部長 上段が国税の消費税、下段が地方消費税の計算に分かれているが、上

段の「納付税額」で判定を入れる。

E子 中間納付税額の一つ上ですね。

部長 そうだ。法人税と同じだね。この金額が48万円を超えると予定納税の義務があり、さらに400万円を超えると年3回、4800万円を超える

と年11回の予定納税となる。

E子 消費税は通常10%という頭があるって、地方消費税とか考えませんか？ 予定納税の判断は国税のみ、というのは気にしておかないといけませんね。

部長 そうだね。地方消費税込みで判定すると、実は予定納税があった、というの

は実務でもよくあるトラブルだ。E子 前期の税額が多いほど予定納税回数が増えるのはなぜですか？

部長 消費税は最終消費者からの預かりものの、という考え方があり、業績が悪い会社でも消費税の納税が多額にある、というのはよくあることだ。

E子 決算で気づいたときには納税に回すべき資金を運転資金に使ってしま

った、ということもあるわけですね。

部長 お金に色は付けられないからね。

E子 そうですよね…。

部長 年1回の場合には6/12、年3回のときには3/12、年11回の場合には1/12の国税と、これに対応する地方消費税額（国税の22/78）を納めることになるぞ。

E子 なかなか計算も面倒ですね…。

部長 それもあり、税理士が作ってくれた表を確認したり、税務署から来る予定納税のお知らせに注意しておこう。

E子 法人税も半年分だと大きくなりがちですし、消費税もたくさんあり、予定納税もあらかじめ資金繰りに入れておかないと怖いですね。

部長 ちなみに消費税だけ、予定納税の義務がなくても、年1度の任意の中間申告ができることになっている。

E子 それほど消費税の納税でトラブルがあるということですね。

部長 ダントツで滞納最多の税目だぞ。